

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	市民生活部 スポーツ健康課
指 摘	スポーツ施設の使用料において、前納としていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 検 討 状 況	スポーツ施設の使用料については、市スポーツ施設条例において前納と定められているが、その使用形態によっては、前納として取り扱っていない施設があった。 今後、スポーツ施設の使用実態を鑑みて、条例の見直しについて検討し、令和3年度までに対応してまいりたい。
その後の措置状況	利用者の利便性を考慮し、令和3年3月議会において、スポーツ施設条例の第7条第7項における規定を「市長が指定する期日までに納付するもの」と改正した。